

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

光市長 様

事業者名 \_\_\_\_\_

事業所所在地 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

### 介護保険受領委任払取扱事業者の登録に係る確約書

光市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払取扱事業者の登録にあたり、次の事項を遵守することを確約します。

- 1 関係法令、光市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払いに関する要綱（以下「要綱」という。）等を遵守すること。
- 2 被保険者等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、当該被保険者の心身、希望及び住環境等を踏まえ適切な住宅改修、福祉用具販売を行うよう努めること。
- 3 光市、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者等との連携に努めること。
- 4 被保険者から、受領委任払の利用を求められた場合には、その者の提示する介護保険被保険者証によって被保険者資格、要介護認定等の有無及び有効期間を確認すること。
- 5 提供価格が市場価格と著しく乖離しないよう留意すること。
- 6 正当な理由なく、受領委任払でのサービス提供を拒まないこと。
- 7 費用については、自己負担金の支払を被保険者等から受けるものとし、こ

れを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、自己負担金の受領後、被保険者等へ領収証を発行すること。

- 8 受領委任払いに関する記録を整備し、用具提供日及び住宅改修完結の日から2年間保存すること。
- 9 被保険者等からの苦情等があった場合、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行い、被保険者等の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当該事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な方法を検討し、対処すること。
- 10 福祉用具販売及び住宅改修の施工に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により、被保険者等の生命、身体、財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、被保険者等に対してその損害を賠償すること。
- 11 事業者の役員、従業員等は、業務上知り得た被保険者及びその家族の秘密を漏らしてはならないこと。
- 12 関係法令、要綱又はこの遵守事項に違反し、その是正等について市長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。
- 13 この遵守事項に違反し、又は不正な手段により事業所登録を届け出た場合、市長が直ちに当該登録を取り消すこと、また、以後市長が定める取り消し期間中は登録を受けることができないことについて、異議を唱えないこと。
- 14 届出書に記載した事項に変更等があったときは、速やかにその旨及びその年月日を市長に届出ること。